

課税標準価格表示への移行指針

はじめに

3.3.31 に失効する消費税特別措置法を根拠とする総額表示の代わりになるのが消費税法第28条で言う課税標準を基礎として決まる課税標準価格表示であり、取引相手に外消費税（＝間接税込表示価格×消費税率）の支払を求めることはありません。

事業者間で認められている総額表示による外消費税の授受は物価を高止まりさせるだけでなく、日本国憲法第30条の条規に反する表示です。

課税標準価格の解説

課税標準価格表示は消費税法第63条に規定された表示で、定義の無い「本体価格」の言い換えにもなる正式な用語です。

仕入原価に利益と諸経費を加えた額の税抜額が課税標準であり、課税標準×（1+税率）の計算で間接税込表示価格が決まり、課税標準価格とします。

課税標準価格と同様に本体価格には利益及び間接消費税が含まれているので、総額表示を止めても本体価格で取引してよいのです。

課税標準価格への移行

「課税標準価格表示」への移行は難しいことでなく、事業者間で外消費税の授受を0にする課税標準価格表示（＝本体価格）で取引・決済し、総額表示に（税別、+税、消費税別途、参考価格×××円）などの字句を付記するのを廃し、値札、料金表、見積書／領収書などへの表示を〇〇〇〇円（間接税込）のように付記するだけです。

但し、取引相手に分かるように規則／規程／条例／約款／規約等に料金表（料金）を定める場合は「課税標準に課税標準に消費税を乗じた額を加算した額「＝課税標準×（1+消費税率）」を料金とし、料金表に（間接税込）を含む」旨を規定しなければなりません。

価格や料金が総額表示価格で表示している場合は、総額表示額を「1+消費税率」で除した値を「課税標準価格」（間接税込）として表示しなければなりません。

総額表示されている役務の報酬／料金／価格、旅客運賃、通信料、購読料なども同様です。

10月27日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル

理事長 清水 博

滋賀県守山市今市町139-4